

2026年4月10日

お客さま各位

岡崎信用金庫

## 「プレミアム定期積金」の取り扱い開始について

岡崎信用金庫(理事長 田中秀明)は、期間限定であらたな定期積金商品の取り扱いを開始しますので、お知らせします。

### 記

- 商品名**  
プレミアム定期積金
- 取扱期間**  
2026年4月10日(金) ~ 2026年6月30日(火)
- 販売対象**  
個人(個人事業主を含みます)、法人
- 預金の種類**  
スーパー積金自動解約(窓口でのお取り扱いとなります)
- 掛込金額**  
毎月1万円以上(1万円単位) 自動口座引落扱いのみ
- 募集総額**  
200億円(契約額:定期積金の掛金総額に給付補填金を含んだ額です)  
※取扱期間中であっても募集総額200億円に達した段階で取り扱いを終了します。
- 期間および金利(税引前)**  
3年:年1.100%、5年:年1.300%
- 中途解約利率**  
やむを得ず中途解約される場合は、窓口へお申し出ください。上記金利は適用されず、解約日の普通預金利率が適用されます。
- 本件に関するお問い合わせ先**  
0120-508-153  
岡崎信用金庫 業務推進部  
午前9時00分~午後5時00分(土日、祝日、12月31日~1月3日を除く)

以上

# プレミアム 定期積金 (自動解約)

募集枠  
200億円

※募集枠がなくなり次第、  
終了となります。

取扱期間 2026年 4月10日(金) ~ 2026年 6月30日(火)

3年

年 1.10% (税引前)

5年

年 1.30% (税引前)

## 商品概要

|               |  |
|---------------|--|
| 商 品 名         | プレミアム定期積金  |
| ご利用いただける方     | 個人(個人事業主を含む)・法人  |
| 取 扱 期 間       | 2026年4月10日(金)~2026年6月30日(火)  |
| 預 金 種 類       | スーパー積金 自動解約(窓口でのお取り扱いとなります)  |
| 毎 月 掛 金 額     | 1万円以上、1万円単位(自動口座引落扱い・自動解約)   |
| 預 入 期 間       | 3年・5年  |
| 預 入 期 間 ・ 金 利 | 3年:年1.100%(税引前)、5年:年1.300%(税引前)  |
| 募集総額(契約額)     | 200億円  |
| 払 戻 方 法       | 満期日以降に給付契約金を支払います。当初満期日の前日までにすべての掛金の払込みが完了している場合は、当初満期日に自動解約のうえ、給付契約金(税引後)の全額を、自動振替口座に入金します。   |
| 中 途 解 約       | やむを得ず中途解約される場合は、窓口へお申し出ください。上記金利は適用されず、解約日の普通預金利率が適用されます。  |
| 税 金           | 2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる個人の利息には「復興特別所得税0.315%」が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。法人は総合課税となります。   |
| そ の 他         | 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。<br>ただし、満期日を繰延べない場合には、契約時の店頭表示の年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息を徴求します。<br>払込みの遅延により満期日が繰延べされている場合であっても、当初満期日の前日までにすべての掛金の払込みが完了している時は、当初満期日に自動解約のうえ、給付契約金(税引後)の全額から遅延期間に相当する遅延利息を差し引いた金額を、自動振替口座へ入金します。<br>満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。<br>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。<br>(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。) |

詳しくは当金庫の窓口または☎0120-508-153にてお尋ねください。

○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または顧客相談室(9時~17時、フリーダイヤル:0120-102-156)にお申し出ください。

○紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、愛知県弁護士会西三河支部(電話:0564-54-9449)の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記顧客相談室または紛争解決センター(10時~16時)にお申し出ください。